

質 疑 回 答 書

1 件 名 越谷市民プール入場券自動販売機賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 市民プール 越谷市増林三丁目2番地2

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
<p>Q 1：契約満了後の撤去について</p> <p>契約満了後引き続き使用しない場合、市の負担にて、原状回復・データ消去しリース会社指定場所まで返還するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 1：問題ございません。</p>
<p>Q 2：納期について</p> <p>指定の契約期間について、今後のコロナウイルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等事前災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。</p>	<p>A 2：「賃貸借契約約款」第13条、第22条に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、損害賠償や違約金の請求は行わず、納期（賃貸借開始時期）についての協議に応じます。</p> <p>さらに、指名停止措置については、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、指名停止措置は行いません。</p> <p>なお、「賃貸借契約約款」は、越谷市公式ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しておりますので、ご参照ください。</p>

Q 3 : Q 2. について

市の指定納入業者による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合、賃貸人の責めに帰すべき理由となりますか。

Q 4 : 物件不適合責任について

製品保証期間外における物件不適合責任について、賃貸人が負わない認識でよろしいでしょうか。

Q 5 : 使用実績及び再リースの予定について

代替前の現行使用物件は、何年間の使用実績がありますか。また、本件について、再リースの予定はありますか。

Q 6 : 契約関連書類について

契約書式・契約条項は事前にお示しいただけますでしょうか。できましたら、質問回答時に提示ください。

Q 7 : 入札金額について

入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの賃貸借料の期間中総額でよろしいでしょうか。

Q 8 : 本契約は動産総合保険を付保致しますが、保険対象外の事象、保険金で一部しか修理費を補填できない事象が起きた場

A 3 : 市の指定納入業者による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合は、賃貸人の責めに帰すべき理由となります。

A 4 : 質疑文中の「製品保証期間」は、契約開始日からのメーカーの保証期間のことで、その保証期間外に、保守が必要となった場合について、賃貸人が責任を負うかどうかのご質問をいただいております。この場合につきましては、賃貸人が責任を負わない認識で問題ございません。

A 5 : 現行使用物件の使用実績は5年です。現時点では再リースの予定はありません。

A 6 : 契約書は本市の書式となり、雛形をお示しすることはできませんが、記載される項目は、件名、規格及び数量、設置場所、賃貸借期間、契約金額、支払条件、契約保証金、等となります。
また、本件については、越谷市公式ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しております「賃貸借契約約款」が添付されますので、ご参照ください。

A 7 : 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの契約期間中の物件供給価格を含んだ賃貸借料総額（契約希望金額）の110分の100としてください。

A 8 : 問題ございません。

合、修理費用は越谷市の負担と考えてよろしいでしょうか。

Q 9 : 物件の滅失、毀損時の代替品準備責任をリース会社は負わない認識でよろしいでしょうか。

Q 10 : 仕様書 6「その他」に物件撤去費用含まない旨の記載がありますが、本件指定倉庫までの搬送費用も賃貸借料に含まないという認識でよろしいでしょうか。

Q 11 : 本件長期継続契約とのことですが、過去に同様の賃貸借契約実施後、予算削減等で契約解除に至った事案はありますでしょうか。

Q 12 : 新型コロナウイルスの影響で納入遅延となった場合、賃貸借開始時期の変更は可能でしょうか。

Q 13 : 既設機器の使用期限は何年でしょうか。また本件契約期間満了後に延長契約となる可能性はありますでしょうか。

A 9 : 問題ございません。

A 10 : 問題ございません。

A 11 : 予算の減額又は削除以外の市の都合のため、契約解除に至った賃貸借の長期継続契約が過去にございます。
なお、上記の事例では、「賃貸借契約約款」第 30 条に基づき、市は受注者が受ける実損害の範囲において賠償の責めを負っております。

A 12 : A 2 のとおりです。

A 13 : A 5 のとおりです。